

# 監査報告書

私ども監事は、公益財団法人トヨタ財団平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第8期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査方法及びその内容

各監事は、当期の監査計画に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事、業務執行部門等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属計算書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記につき検討し、併せて、貸借対照表内訳表と正味財産増減計算書内訳表（以上検討の対象とした書類を「財務諸表等」という）につき検討を加えました。また、別途財産目録についても検討を加えました。なお、事業報告書につき所要の調査を実施しました。

## 2. 監査の結果

- (1) PwC あらた有限責任監査法人の行った財務諸表等および財産目録の監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表等及び財産目録は、記載すべき事項を正しく表示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書は公益財団法人トヨタ財団の業務運営の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (4) 役員の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

平成30年5月28日

公益財団法人トヨタ財団

監事 鈴木 武



監事 平松 義夫

